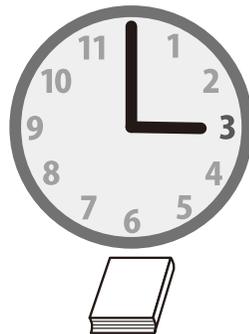


7 時間目

有人地帯における目視外飛行のために
制度が創設される



法律…機体の安全性と 操縦者の技能

春原 久徳

航空法は、航空機の離着陸、航行の安全、航空機の航行に起因する障害の防止などを図ることを目的として、1952年(昭和27年)に制定された法律です⁽¹⁾。

航空法で定められた飛行レベル

● レベル4の導入に向け制度の創設が計画されている

無人航空機の飛行形態においてレベル1からレベル4までの分類がされており、その分類と内容に応じて飛行ルールが決まっています。数値が上がるほど難易度が高いです。

- レベル1：目視内での操縦飛行[無人地帯，有人地帯(人口集中地区)]
- レベル2：目視内での自動・自律航行[無人地帯，有人地帯(人口集中地区)]

レベル3：無人地帯における目視外飛行

レベル4：有人地帯(人口集中地区)における目視外飛行

現状、レベル3までは、その飛行地帯や飛行内容に応じて申請・許可を得ることで飛行が可能でした。2022年末にはレベル4が解禁になります。レベル4の実現に向けてより厳格に無人航空機の飛行の安全性を確保するため、以下の制度の創設が計画されています。

- 機体の安全性に関する認証制度(機体認証)
- 操縦者の技能に関する証明制度(操縦ライセンス)

また、無人航空機にかかわる事故防止および状況把握のため、運航管理のルールなどを法令で明確化することも検討されています。表1に無人航空機(ドローン)の飛行形態と規制の関係を示します。

表1⁽²⁾ ドローンの飛行形態と規制の関係(国土交通省)

現行の取扱い (必要な手続き)	主な飛行形態	新制度で必要な手続きなど
<p>飛行不可</p> <p>→飛行可能となるように措置</p>	<p>有人地帯(第三者上空)における 補助者なし目視外飛行 [レベル4]</p>	<p>機体認証，操縦ライセンス(一等資格)の取得 かつ 飛行ごとの許可・承認(運航管理体制などの確認)</p>
<p>飛行ごとの許可</p> <p>→手続きの合理化・簡略化</p>	<p>無人地帯における 補助者なし目視外飛行 [レベル3]</p> <p> 現行，規制対象の具体的飛行 ●空港周辺 ●高度150m以上 ●イベント上空 ●危険物輸送 ●物件投下 ●一定の重量以上 </p>	<p>○飛行ごとの許可・承認 (機体の安全性，操縦者の技能，運航管理体制などの確認) ※機体認証または操縦ライセンス(二等資格)を取得している場合，審査を一部省略</p>
<p>手続き不要</p>	<p>目視内飛行 レベル2(自動操縦) レベル1(手動操縦)</p> <p> ○人口集中地区 ○夜間飛行 ○人・物件30m未満 ○上記●に該当しない 目視外飛行 </p>	<p>○機体認証，操縦ライセンス(二等資格)の取得 (運航ルールの遵守) または 飛行ごとの許可・承認は不要</p> <p>○飛行ごとの許可・承認 (機体の安全性，操縦者の技能，運航管理体制などの確認)</p>
	<p>上記以外の飛行</p>	<p>手続き不要</p>

+ 所有者などの登録(航空法改正済み)